

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口は13,879人（令和2年）で、平成9年以降減少を続けている。また、令和2年には老年人口比率が40.0%を超え、年少人口比率が年々減少していることから、少子高齢化がより顕著なものとなった。また、就業状況は第1次産業4.5%、第2次産業27.9%、第3次産業67.6%となっており、その内訳は製造業1,298人、医療・福祉989人、卸売・小売業878人と並ぶ。（令和2年国勢調査）

産業構造は全事業所のうち約95%が従業員数30人未満の事業所で、主な業種は卸売・小売業136事業所、建設業68事業所、生活関連サービス業・娯楽業54事業所、製造業40事業所となっている。（令和3年経済センサス）

こうした状況から、町内中小事業者の振興は、地域を牽引する原動力であり、活力あるまちづくりの原点と捉え、町内経済の発展には中小事業者による先端設備等の導入を促進し、労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

本計画を策定し、先端設備等の導入による生産性の向上を促していくことによって、地域経済の更なる発展に資することを旨とする。これを実現するために、本計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の工業は電気機械器具製造業を始め、食品、樹脂製品などの業種が点在して立地している。そのほとんどが中小企業であり、特定の業種に特化していないことから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入によって生産性の向上を促し、地域経済の更なる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備及び余剰電力の売電収

入を得るための設備を対象とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）については対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町においては、町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促し、生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる業種・事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は以下のとおりとする。

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としないよう雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としないよう健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平化に配慮する。